

景観計画の構成（イメージ）

本景観計画は、次の四つの事項について策定します。

目的
的
の

第1章 景観計画策定の目的

景観法に基づいて定めるべき、又は必要に応じて定めるべき事項を示すために策定します。
また、市が独自に推進する事項も示します。

景観法のもとで（印の章を除く）
定めるべき事項

第2章 景観計画の区域（法第8条2項1号）

市全体を景観区域と定めます。
重点地区候補の中から重点地区を定めます。

第3章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条2項2号）

景観上の特性と課題を記述します。
将来の景観像や方向性を示します。
良好な景観形成に向けた市民、NPO、事業者等の参加や合意形成方策についての考え方を示します。
住民等と市が協働で取り組むための景観協議会の活用方策についての考え方を示します。

第4章 景観形成の体制と手続に関する事項

市の推進体制と国・県や景観審議会、景観アドバイザーの関係を定めます。
重点地区に関する景観協議会の設立を定めます。
事業者が行う「手続に関する事項」を定めます。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条2項3号）

届出の「対象地区」を定めます。
建築物・工作物等や届出の対象規模等の「届出対象行為」を定めます。
市全域と重点地区の「景観形成基準（色彩を含む）」を定めます。

第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条2項4号）

景観重要建造物の指定の方針を定めます。
景観重要樹木の指定の方針を定めます。

景観法のもとで
必要に応じて定
める事項

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条2項5号）

河川、道路、公園等における景観重要公共施設の整備において、良好な景観の保全や創出、維持管理等に配慮した取り組みを定めます。

第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条2項5号）

地域特性に応じ屋外広告物の規制・誘導を行うため、必要に応じて市独自の屋外広告物条例について検討を行うものとします。

市が独自
に定める
事項

第9章 景観形成の推進方策

市民等による景観まちづくり活動について支援を行います。
市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について支援を行います。
公共事業に対する景観ガイドラインの作成を行います。
市の取り組み体制を整えます。